

特別管理産業廃棄物処理計画作成 (変更) 報告書

令和5年11月16日

(宛先)

埼玉県 中央環境管理事務所長

報告者

住所 埼玉県上尾市中妻三丁目1番地の1

指名 プリヂストーンサイクル株式会社

代表取締役社長 磯部 正博

電話番号 048-773-2221

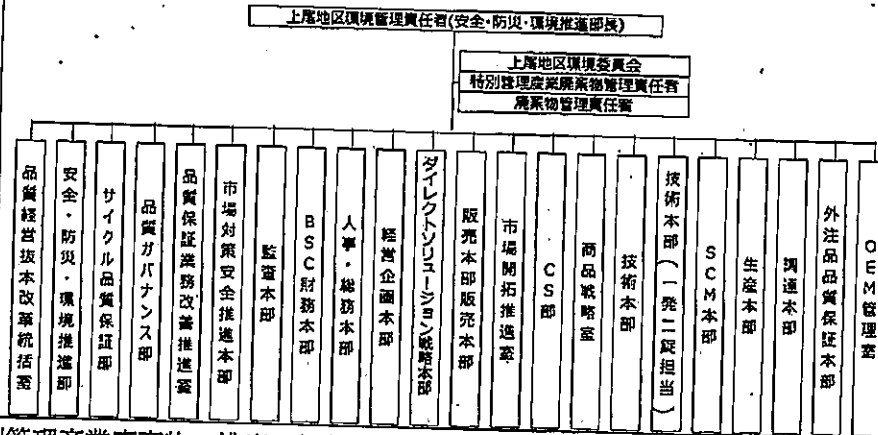
令和5年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成 (変更) したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段 (後段) の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	プリヂストーンサイクル株式会社 上尾工場		
事業場の所在地	埼玉県上尾市中妻三丁目1番地の1		
計画期間	2023年1月1日から2023年12月31日まで		
変更の概要			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業		
② 事業の規模	製品出荷額 325億円		
③ 従業員数	622人		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃塗料 (廃油)	→	焼却後、残渣は再利用
	廃シンナー (廃油)	→	蒸留97%、残渣は再利用
	廃酸	→	中和
	安定器 (PCB含有)	→	洗浄・分離、分解
	医療廃棄物	→	焼却後、残渣は再利用
	試験課廃試薬	→	焼却後、残渣は再利用
	水銀使用製品産業廃棄物	→	洗浄、分解、焙焼、精製



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 【別紙1. (1) も参照】

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項【別紙2. (1) の通り】

① 現状	【前年度(年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組) 発生抑制を考慮した製造方法を実施する	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組) 発生抑制を考慮する製造方法を更に検討する	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業工程ごとに発生した産業廃棄物をそれぞれ分別し、最終集積所で保管している
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も同様に工程ごとに発生したものを分別し、最終集積所にて保管する

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項【別紙2. (2) (5) の通り】			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結。 産業廃棄物の適正処理を確保するために、関係法令、その他の規則を遵守し、行政の環境施策に協力		

② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 再生利用の拡大等について、数値目標及び計画を立てて、定期的に見直しを行う。		
※事務処理欄		

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

特別管理産業廃棄物管理責任者（法定）		CSR・安全・防災・環境推進部
役割	特別管理産業廃棄物管理責任者	①特別管理産業廃棄物の排出状況の把握（種類、量、工程等） ②特別管理産業廃棄物の保管方法、保管場所の決定及び保管管理の徹底 ③処理方法の決定と適正な処理の遂行（処理委託契約の締結・改廃を含む） ④事故等の未然防止と事故時の対策処置 ⑤処理委託先の現場確認と不具合があった場合の処置 ⑥処理実績等の報告書作成、県知事への提出 ⑦関係部署に対する特別管理産業廃棄物適正処理のために必要な情報の提供及び周知徹底
	特別管理産業廃棄物発生部署の管理責任者	①特別管理産業廃棄物の内容を見直し、その減量化・再利用・再資源化に努める。 ②分別して廃棄するとともに、特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭がしないように適切な措置を講じてから廃棄する。

2. 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

種類（品目）	【2022年度実績】 排出量	【2023年度目標】 排出量
廃塗料（廃油）	0.000 t	2.500 t
廃シンナー（廃油）	6.832 t	10.000 t
廃酸	9.520 t	11.000 t
安定器（PCB含有）	0.000 t	0.900 t
医療廃棄物	0.006 t	0.005 t
試験課廃試薬	0.230 t	0.300 t
水銀使用製品産業廃棄物	0.000 t	0.050 t
合計	16.588 t	24.755 t

(2) 特別管理産業廃棄物の2022年度 種類別での排出の発生実績については下表の通りです。

種類 (品目)	排出量 (実績)	優良認定処理業者 への 処理委託量	全処理委託量 (最終)
廃塗料 (廃油)	0.000 t	0.000 t	0.000 t
廃シンナー (廃油)	6.832 t	0.000 t	6.832 t
廃酸	9.520 t	9.520 t	9.520 t
医療廃棄物	0.006 t	0.006 t	0.006 t
試験課廃試薬	0.230 t	0.230 t	0.230 t
合計	16.588 t	9.756 t	16.588 t

廃シンナーが5割弱を占めているが、当社の廃シンナーを再生したものを購入している。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類別での処理状況

種類 (品目)	発生源 (工程)	処理方法
廃塗料 (廃油)	塗装設備・危険物保管施設より発生する不要となった塗料。	焼却後、残渣は再利用
廃シンナー (廃油)	塗装の色替えの際に、装置内の洗浄のために使用したものを。	再生 (蒸留97%)、残渣は再利用
廃酸	酸洗装置の液 (酸) を交換する際に発生する。	中和
安定器 (PCB含有)	照明更新に伴い発生した安定器	洗浄・分離、分解
医療廃棄物	診療所より発生。	焼却後、残渣は再利用
試験課廃試薬	試験課の分析廃液。	焼却後、残渣は再利用
水銀使用製品産業廃棄物	各部署より発生。	洗浄、分解、焙焼、精製

(4) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

種類 (品目)	2022年度 排出量 (目標)	2023年度 排出量 (目標)
廃塗料 (廃油)	2.500 t	2.500 t
廃シンナー (廃油)	35.000 t	10.000 t
廃酸	11.000 t	11.000 t
安定器 (PCB含有)	0.000 t	0.900 t
医療廃棄物	0.005 t	0.005 t
試験課廃試薬	0.300 t	0.300 t
水銀使用製品産業廃棄物	0.000 t	0.050 t
合計	48.805 t	24.755 t

(5) 特別管理産業廃棄物の2023年種類別排出目標については下表の通りです。

種類 (品目)	2023年度 排出量 (目標)	優良認定処理業者 への 処理委託量	全処理委託量 (最終)
廃塗料 (廃油)	2.500 t	2.500 t	2.500 t
廃シンナー (廃油)	10.000 t	0.000 t	10.000 t
廃酸	11.000 t	0.000 t	11.000 t
安定器 (PCB含有)	0.900 t	0.900 t	0.900 t
医療廃棄物	0.005 t	0.002 t	0.005 t
試験課廃試薬	0.300 t	0.300 t	0.300 t
水銀使用製品産業廃棄物	0.050 t	0.000 t	0.050 t
合計	24.755 t	3.702 t	24.755 t